

平成23年6月15日

会 議 録 審査内容

◇会 議 録

- 1 日 時 平成23年6月15日
開会 13時28分 閉会 14時35分
- 2 場 所 幕別町役場 5階会議室
- 3 出 席 者 6名
委員長 牧野茂敏
副委員長 野原恵子
委 員 寺林俊幸 藤谷謹至 小島智恵 千葉幹雄
- 4 説明員 町長 岡田和夫 副町長 高橋平明 企画室長 堂前芳昭
企画室参事 伊藤博明 企画室企画情報担当 岡田直之
企画室企画情報担当 谷口英将
- 5 事務局 局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 6 傍聴者 田口廣之
- 7 審査事件 別 紙
- 8 審査結果 別 紙

委員長 牧野 茂敏

◇ 審 査 内 容

(13:28 開会)

- 委員長（牧野茂敏） ただ今より、総務文教常任委員会を開催いたします。

審査に入ります前に各委員に申し上げます。担当部局より、追加の説明資料が提出されましたので、お手元に配付しております。これより議事にはいります。それでは、本委員会に付託されました議案第41号、帯広市との定住自立圏形成協定の締結についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。企画室長。

- 企画室長（堂前芳昭） それでは議案第41号、帯広市との定住自立圏形成協定の締結について提案の理由をご説明申し上げます。本議会の協定締結に当たりましての基本的な考え方や協議の経過につきましては、過日の本会議におきまして副町長よりご説明をいただいたとおりでありますので、私のほうからは改めて協定条文の概要についてご説明をさせていただき、その後、資料についてご説明を申し上げたいと思います。それでは、以下協定条文に沿いましてご説明を申し上げます。議案書の13pをご覧ください。第1条は目的を規定したものでして、帯広市と幕別町が相互に役割分担をしながら、十勝に暮らす住民の豊かな生活の確保と十勝の更なる発展と、魅力の向上を図るために定住自立圏を形成することに関しまして、必要な事項を定めるとした目的規定であります。

第2条は、基本方針を規定したものでありまして、この協定に基づいて帯広市と幕別町が定住圏を形成するために、第3条に定める政策分野において、相互に役割分担をしながら連携をし、または協力することを定めたものであります。

第3条は、定住自立圏構想推進要綱に定めております三つに沿いまして、生活機能の強化に係る政策分野、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野を掲げ、別表において19の取り組み項目について、連携する取り組み内容と役割分担を規定するものであります。

議案書の15pをお開きください。別表の第1になりますが、一つめといたしましては生活機能の強化に係る政策分野として、医療などの6つの分野について、それぞれの取り組み内容と相互の役割を定めたものであります。1、医療につきましては救急医療体制の確保と地域医療体制の充実における取り組みを、2、福祉につきましては地域活動支援センターの広域利用の促進と、次の16pの上段にあります保育所の広域入所の充実を、3、教育につきましては図書館の広域利用の促進と生涯学習の推進を、17pになりますけれども4、産業振興につきましては農・商・工・産学間連携及び地域ブランド作りの推進、フードバレー十勝の推進、企業誘致の推進、次に18pをお開きいただきまして、中小企業勤労者の福祉向上、広域観光の推進、農業振興と担い手の育成、次の19pの上段にあります鳥獣害防止対策の推進の7つの取り組みを。次の5番目の環境につきましては、地球温暖化防止に向けた低炭素社会の構築を、6、防災につきましては地域防災体制の構築についてでありまして、6つの分野で15の取り組みの内容と相互の役割を定めたものであります。

次に20pをお開きください。別表第2になりますが、二つめといたしまして、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野では地域公共交通、地産地消の推進と移住・交流の促進の3つの分野について定めたものであります。1、地域公共交通につきましては生活交通路線の維持確保と利用促進。2としまして地産地消の推進につきましては、消費者が圏域の地産地消情報を入手できる環境整備など。3といたしまして移住・交流の促進につきましては、圏域の移住関連情報を一体的に発信し、移住交流を促進することについてでありまして、3つの分野での取り組みの内容と相互の連携の役割を定めたものであります。

次に21pをご覧ください。別表第3になりますが、3つめといたしまして圏域マネジメント能力の強化を図る政策分野では、1、人材の育成としまして圏域内市町村職員の資質向上や人事交流を行うための取り組みの内容と、相互の役割を定めたものであります。この度の協定にあたりましては、まず各市町村にとってメリットがあり、既存の取り組みを含めすぐに連携の可能性のある取り組みを中心に協定を締結し、今年度からオール十勝での定住自立圏をスタートさせる、

という考えのもと、この提案となったものであります。従いまして今回の提案内容は、圏域の課題全てが網羅されたものではなく、今後も各分野での協議を継続し、定住自立圏の拡充・発展させていきたいと考えております。なお、この協定で締結する政策分野の各項目は、あくまでも基本的事項でありまして、具体的な事業につきましては本協定に基づき策定する、実施計画とも言える共生ヴィジョンで定めることとなっております。この共生ヴィジョンの策定に当たりましては、地域の関係者などを構成員といたしまして、帯広市が開催する共生ヴィジョン懇談会の検討を経て策定されるものであります。

議案書の13pにお戻りいただきたいと思います。第4条は事務の執行にあたっての連携、協力及び費用負担を協定しているものであります。第1項は定住自立圏を形成する取り組みを推進するため、帯広市と幕別町とが相互に役割を分担して連携し、または協力して事務の遂行にあたることを定めるものであります。第2項、第3項は取り組みを推進するための必要な費用が生じる場合は、相互の受益の程度を勘案し費用負担することと定めたものであり、取り組みに必要な手続きや人員の確保に係る費用負担についても帯広市と幕別町が協議をして、定めるとしたものであります。第5条は協定変更の手続きについて規定しているものであります。協定を変更しようとする場合は、当事者間の協議の上、議会の議決をあらかじめ経て変更することと定めたものであります。

次に14pをお開きください。第6条は協定の廃止について規定したものでありまして、第1項におきましては、協定を廃止しようとする場合には、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告すると定めたものであります。第2項は通告は書面によるものとし、議会の議決の写しを添付することと定めており、第3項は通告があった日から起算して2年間を経過した日にその効力を失うと定めたものであります。第7条はこの協定に定めのない事項の処理について規定したものであります。定めのない事項、または疑義が生じた場合については当事者間で協議して定める、としたものであります。

次に本日お配りしました資料に基づいて、補足説明を行います。はじめに資料1をご覧ください。資料1では、協定書の記載項目を整理しておりますが、1、作業部会等における検討状況にありますように、当初提案事業数は60項目でありましたが、類似事業の整理により44項目となり、この44項目について作業部会で検討を行った結果、継続検討12項目、対象外10項目、実施事業22項目となったところでありますが、協定書策定に向け再整理を行い、最終的に19項目について協定書に記載するとしたものであります。全ての項目について管内全市町村が協定を締結する見込みでありまして、今回の協定締結は参加自治体数、面積とも全国1となる取り組みでありますことを申し添えます。資料1の下段につきましては、想定取り組み項目の一覧となっておりますが、先ほど協定書の中で説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

資料2をご覧ください。資料2はこれまでの取り組み経過と、今後の予定を記載しておりますが、表面はこれまでの経過であります。次に裏面をご覧ください。4、定住自立圏形成協定にありますように、6月議会での協定締結の提案、そしてこの後の議決をいただきました後に、7月7日に管内市町村長によります合同調印式の開催を予定しております。その後、5、定住自立圏共生ヴィジョン策定にありますように、ヴィジョン策定に向けて18全市町村からの推薦委員を含めたヴィジョン懇談会で協議いただき、あわせてパブリックコメントを実施し、9月末までに共生ヴィジョンを策定するよう作業を進めていくこととしております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

- 委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。何かありませんか。千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） かなりざっくりとした、おおまかなことの表現だなと思っておりますけれど、2、3お聞かせいただきたいと思います。まず、協定書の中の条文の第4条の第2項、費用の分担、負担ということなんですけれども、それぞれ相互の受益の程度を勘案し当該費用を負担するということなんですけれども、こういう表現にしかないのだらうと思うのですけれども、数字できちっとできるものについてはある程度計算できるのでしょうけれども、きちっと計算できない部分

でできますよね。受益の度合いの計算が。そういう場合、話し合いで決めるのでしょうか、その辺についてちょっと補足していただきたい。それとですね、16pの保育所の広域入所ということなんですけども、わが町の関係する人にとってそれがいいことなのか悪いことなのか、ということは入りたくても入れないとか、空きがあって入って欲しいという部分ではいいのでしょうか、入りたくても入れない状況の中で広域にしちゃうと、さらにそういったことが拍車がかかったりいろいろするんでないかという、危惧がされるんですけどその辺はどうなっていくのか。それと17pの企業誘致の関係なんですけども、これも口で言うのは簡単だしいいことだと思うんですけど、実際問題として過去の自治体間で企業誘致はしのぎを削りますよね。やった、やられた、という表現がよいかどうか分かりませんが。その中でこういった、いい表現でそんなことになっていくのかどうかね、その辺お聞かせ願いたい。

○ 委員長（牧野茂敏） 企画室参事。

○ 企画室参事（伊藤博明） はじめに三ついただきました質問の一つめの第4条第2項の受益の度合いに応じた費用の負担ということでありますけれども、現実には今、今後これから検討していく共生ヴィジョンの中にはですね、それぞれの町が既に予算化しているものについて、費用として、受益というのはつまり自分の町の町民のために予算化をしていますから、今年度にあっては特段何か新しいことをするに応じて、帯広市と幕別町の間で協議をして定めるところまでは至っておりません。今年度に関しましては全て当初予算に計上してあるもの、場合によっては9月で補正ということがあるかもしれませんが、そういう費用の発生を協議をしなければならぬようなものが出てきたときには、受益の限度に応じた負担をするというのを、なんといいましょうか、それこそざっくりと定めたものにすぎないというふうに思っています。

二点目の保育所の広域入所につきましては、現実には幕別町、もうすでに十勝管内の市町村は広域入所しています。どういう方が広域入所されているかという、千葉委員もご存知のとおり例えば幕別、札内に住居はあるんだけど帯広に勤務をしているような場合で、どうしても子どもさんを迎えに行く時間を考えると、帯広の保育所に預けたほうがいいのか、そういうような場合に当然それは帯広の保育所に余裕がなければできませんから、余裕のある場合にはやっております。今年も、幕別町の場合は清水町との間でやっております。これはどういうことかといいますと、出産をするのに実家に帰られて出産をしているときに、その子どものお兄ちゃんなりお姉ちゃんを預かってもらうとかですね、そういうことでやっているケースがありまして、これは既にもうやっております。ただ、ご心配されましたとおり、現実には空きがないとできませんので、これはあくまでも空いている範囲内で、広域入所を進めて行くという事に、限定されてくるものと考えております。

三番目の企業誘致についてでありますけれども、これ千葉委員もおっしゃったように、各町がそれぞれしのぎを削って、わが町にというのは当然であります、ここで謳っておりますのはまず十勝として、北海道の中の十勝として十勝の魅力を皆で高める部分に関しまして、十勝の定住自立圏として色んな協同で行っている事業があります。それらを念頭においているわけでありまして、実際に個々の企業誘致というのは個々の市町村が進めていくものだと考えております。以上です。

○ 委員長（牧野茂敏） よろしいですか。千葉委員。

○ 委員（千葉幹雄） 一点目の費用の関係ですけど、次年度以降ですね、問題はですね。それについてはその都度、案件によって中身によって受益を受ける度合いという、数字できちっと計れるものならいいんでしょうけれど、計れないものなんかはどうなのかなという危惧はありました。これは、また予算化されたときなどに話がでてくるでしょうから、あれだけでも。

広域入所の件については、そういうケースだけと抑えてよいんでしょうか。今、おっしゃったような、住まいは幕別だけど帯広に勤務されていて出迎えの関係ですとか、実家に戻って出産したとかの特殊なケース。そういうケースのみという押さえでよいんでしょうか。通常の形の中で、幕別に住んでいて幕別に入れる人が、帯広の保育所に入れるということは考えなくてということなのでしょうか。

企業誘致については、それしかないかというふうに思いますけれども、かかる経費が発生した場合には、どういう案分になるんですか。

○ 委員長（牧野茂敏） 企画室参事。

○ 企画室参事（伊藤博明） 先ほど費用のところでは私、説明不足だったことちょっとお詫びしますが、現実には今、救急救命センターの運営費、厚生病院にありますね、あそこの負担金などに付きましても一定のルールのもとに、十勝管内の全市町村が負担をしています。それから、これは特別交付税の措置の対象となるかどうかはまだ不明なんです。複合事務組合の中で高等看護学校の負担についても、これも一定のルールでもって負担をしております。あと、障害者の方の社会参加をするための地域活動支援センター。既にですね、もう一定の負担をするためのルールというのが定められておりまして、現に負担をしておりますので新たなものが出てきたときには、当然とこれまでの例に倣って、各市町村でもって負担の割合を定めていく、ということになるのかなと思います。

広域入所につきましては、これはあくまでも例外的な措置でありますので、今言ったような事例に限られるものと理解をしております。

企業誘致につきましては、現在ですね、今後ヴィジョンに入れていこうとしているのは、帯広十勝地域産業活性化協議会の負担金。これも同じように十勝の中で、全てじゃありません。一市六町で構成しておりますけれども、これらの負担金は既に一定のルールのもとで、幕別町でいいますと15万3,000円ですけれども、今年ですね、しておりますので、全体で何かを取り組もうというときの負担ということに限定はされてくると押えております。以上です。

○ 委員長（牧野茂敏） 千葉委員。

○ 委員（千葉幹雄） 救急救命ですとか複合事務組合ですとか、今、おっしゃるようなことは案分の計数的なものがあるからいいのでしょうかけれども、二つの自治体でしかとか色々できますよね。これもわが町と帯広との経費ですよ。個々ですよ。例えば企業誘致にしても、工業団地を持たないところもあるんですよ。実際の中で。そういうところが、例えば救急救命のような一定の看護だとか、全部でそこでそれぞれ受益があるとしてなっているものはよいけれども、まったく関係ないところも出てくるわけだから、そういったところの負担案分というか、それはその都度話をしてルールを決めて負担するんですけれども、ただそういったその都度、その都度、受益を受ける自治体の中で話し合いを持って、負担割合を決めるという話にしかないと思うんですけど、そうですね。

○ 委員長（牧野茂敏） 企画室参事。

○ 企画室参事（伊藤博明） 今、企業誘致の中で想定している事業はですね。十勝圏全域のPRパンフレットの作成ですとか、首都圏等における企業立地フェアなど、そういうようなものを想定しております。通常はパンフの場合には、当然それに応じた負担が発生してくるものだと思いますけれども、企業立地フェアなどの場合には必ずしも全ての市町村が行っているわけではありせんし、それはそこに行く時はそれぞれの町が、それぞれの予算の中から旅費を支出したり、あるいはブースを借りるときにはその負担金を支出しています。それをこの十勝全体として取り組むことによって、国の財政的支援をいただけるというのが大きいものですから、そういうことから企業誘致についても、十勝全体で魅力をアップする部分に関しましては、連携してやっていきたいと思います、ということでございます。

○ 委員長（牧野茂敏） 千葉委員。

○ 委員（千葉幹雄） だいたい今ので分かりますけれども、細かい話ですけどもね、今、企業誘致に関するパンフレットを作って、道外に十勝全体として売り込んでいこうと仮定して、印刷代、パンフレット作る印刷代かかったと、そしてそれを案分したらどうするかというときには、工業団地持たないところありますよね。そういう町村ありますよね。そういうときには、どういう案分していく予定なんですか。例えば1,000万円かかるとしたら。工業団地もたない町村は、入るんですか、入らないんですか。

○ 委員長（牧野茂敏） 町長。

- 町長（岡田和夫） 今、言われている企業誘致に係って町村の負担がどうあるべきかというようなことはですね。工業団地がということではなくてですね。例えば1,000万円、パンフレットとか色んな経費がかかる。それは例えば人口割ですとか、工業出荷額の総数割りですとか、あるいは均等割りですとか、そういったものの割り振りで負担金というのはだいたい決まっていくわけですから、今、ここで大きな問題というのは、盛んに言われているメガソーラーを例えば苦東なのか十勝なのかといったような大きな問題を、十勝全体で誘致しよう。皆で協力してやっていこう。そのときの経費を、十勝でどういうふうに分けていくか。あるいは幕別と帯広でどういうふうに分けていくか。その基準となるものは、今、言ったように基準財政需要額割りだとか、色んな負担金の算出の方法がありますから、今、この場で何を基準として負担金を出していくのかということではないですけど、先に言った救急もそうですし、あれも人数割りですとか、出勤数ですとか、消防がお世話になるとか、そういう色々なことでだしますから、企業誘致も同じように工業団地があるから何ぼ、無いから何ぼというような出し方では、おそろくならないと思います。工業出荷額がその町村によってどのくらいあるのかとか、あるいは今言うように、人口割ですとかということになっていくと思いますけど、おそらくそういう具体的などこまでは、ここでは言っていないわけですけども、そういったなんらかの算出根拠を持って負担をしていく、というのが条文だと思っています。
- 委員長（牧野茂敏） 千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） だいたいは理解はできるんですけど、直接の受益があるかないか分からないけど、今、言ったようなことになれば、企業誘致に限って言えば、工業団地を持っていないところについても、何がしかの均等割りなんか人口割りなんか工業出荷額割か何か分かりませんが、必ず負担はしなければならない、ということですよ。受益がある無いに関わらず。そういうことでもないんですか。
- 委員長（牧野茂敏） 副町長。
- 副町長（高橋平明） 必ず全部の市町村で負担しなければならないか、というとそういうものではないわけですね。例えば、立地条件がまったく合わない市町村にとって、ある企業がですね。立地条件がまったくあわないところがあれば、おそらくその町村の分については、費用を求めないことになるだろうとは思っています。ただ、現実的にはどういった形で、まだ具体的なものが見えてませんので、共生ヴィジョンの中で具体的な事項が出てきた時に、じゃ、これやる時に幾らお金がかかりますんで、町村で先ほどいいました案分をどうしましょうか、という協議を進めるというものです。基本的に言いますと、定住自立圏で協定された事項について、参加するための費用を各町村が持ちますけれども、その費用については現在のところ、特別交付税の参入で町村は1,000万円まで参入されるということでありますので、そういった費用負担については、国が責任を持って対処していただける、と言う考え方でわが町としても参加するという方向であります。
- 委員長（牧野茂敏） よろしいですか。ほかに。野原委員。
- 委員（野原恵子） 19pの防災のところですが、今、消防の広域化も論議されているところですが、そことの関係はどのようなことになるのでしょうか。
- 委員長（牧野茂敏） 企画室参事。
- 企画室参事（伊藤博明） これは私たちも、この協定書を作る段階で課長級、副町長級の中でも話題になっております。消防につきましては、25年1月1日を目途に今、進めているところではありますけれども、目途に進めてはいるんですけど、確定している事項ではないということで、まず対象外に現時点ではされております。ですから、今後一緒になった時にですね、ただこの特別交付税の対象になるかどうかというのは、人件費が除かれておりまして、消防というのは、8割強が人件費でありまして、一つになった時に十勝全体として何か防災に関わる、あるいは消防に関わる新たな事業を起こすとなって、そこに負担が生じた場合には特別交付税の対象にしましょうよということから、現在は消防の確定を待っているということで、今回は入っていないということになっています。以上です。

- 委員長（牧野茂敏） 野原委員。
- 委員（野原恵子） じゃ、今後、消防の広域化とリンクする可能性も考えられる、ということではあるんですか。
- 委員長（牧野茂敏） 企画室参事。
- 企画室参事（伊藤博明） 消防の広域化の事務そのものが、ここでいうものになるかどうかは、明確ではありません。ただ、先ほどいいましたように新たな事業として何か行うというときは、当然皆で連携していきましょう、という位置づけがなされる可能性はあります。
- 委員長（牧野茂敏） よろしいですか。ほかにご意見お持ちの方、おられませんか。質疑ありませんか。質疑がなければ、議案第41号に対する質疑は以上で終了させていただきます。説明員の方、どうもありがとうございました。退席のため暫時休憩をします。
（暫時休憩）
- 委員長（牧野茂敏） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。本議案に対する各委員のご意見を伺いたいと思います。意見のある方は挙手をお願いします。ありませんか。意見がないようでありますけれども、討論はございませんか。野原委員。
- 委員（野原恵子） 今、あの提案された中で、今後幕別町にどのようなメリットがあるかというのは、ちょっと定かではないというふうに。具体化がこれからどうなるかというところで、私たちが判断していかなければだめなのかな、と思いますけど今、19項目協定されているということで、こういう中では幕別町の町づくりの中ではメリットもあるのかな、と思っておりますのでこの協定書に対しましては、賛成というふうに思っております。
- 委員長（牧野茂敏） 賛成意見ですね。ほかにございませんか。藤谷委員。
- 委員（藤谷謹至） 自分もほとんど賛成なんですけど、ただ帯広一極集中にならないような方向性で、色々注意していかなければならないと思います。教育に関しても、図書館なんかは規模の大きいものは、ほとんど帯広に集中しておりますので、人数的に全部帯広に集中してしまわないような方策を、やはり幕別町でもとっていったほうがよいのではないかと、そのように思います。
- 委員長（牧野茂敏） ほかにありませんか。なければ、採決をさせていただきたいと思います。議案第41号、帯広市との定住自立圏形成協定の締結については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（なし、の声多数あり。）
- 委員長（牧野茂敏） 異議なしと認めます。従って、議案第41号、帯広市との定住自立圏形成協定の締結については、原案のとおり可決いたしました。なお、本件の報告書については、委員長と副委員長に一任していただきたいと思います。では一任させていただきます。
次に付託された陳情の審査についてであります。陳情第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。この陳情第4号について、ご意見をいただきたいと思います。どなたかありませんか。千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） 毎年のようにこうした趣旨の書類はあがってきていますけれど、議会としてはそれに対して異論がなくよろしいのではないかとということで、通してきた経過がありますし特に今年度、あるいは来年度以降東日本大震災による影響は非常に危惧されているわけですから、こういった意見書をだすことは必要ではないか、というふうに思います。そういう意見です。
- 委員長（牧野茂敏） ほかにご意見ございますか。野原委員。
- 委員（野原恵子） 千葉委員も今、発言しましたように地方交付税が削減されるのではないかとという危惧は、町長の行政執行方針の中でもされていたんですね。ですから地方には今までどおりしっかりと、地方交付税も交付されるように。そして、財源云々というふうに今言われておりますけれども、それは国の責任できちっと確保してもらえるように、ということもしいて強調しておくことが、必要でないのかなと思います。
- 委員長（牧野茂敏） ほかにございませんか。意見がないようですので、討論を省略させていただいてよろしいですか。それでは、陳情第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を

求める陳情書については、採択をすることに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立。)

- 委員長(牧野茂敏) ありがとうございます。全会一致で賛成でございますので、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情書については、採択することに決定いたしました。

なお、本件の報告書、意見書案については、委員長と副委員長に一任をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。ではそのようにさせていただきます。

次に陳情第5号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。本陳情について、各委員のご意見を伺いたと思いますが、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。野原委員。

- 委員(野原恵子) 今まで40人学級だったのが35人とやっと法改正されたんですね。学校現場では、やはり今の時代35人というのは、子どもの数も多くて教員の仕事の量も増えているということもありまして、その点では早急に30人以下学級にしていくことが必要だと、私も思います。

それと同時に教職員の配置も、今、変えられようとしておりまして、ここに学校教育法の37条3項を削除し、ここ非常に教育現場の人たちの働く条件を改善していく上では、大事なところだと思いますので、そういう点でもこの陳情は私は大事な陳情だな、と私は思っております。

- 委員長(牧野茂敏) ほかにありませんか。小島委員。

- 委員(小島智恵) 30人以下学級と書いてありますが、本当に人数を減らせば多忙化が解消されるのか。もしくは行き届いた教育ができるのか、ということなんですけれども、そうではなくて、やはり教職員の一人ひとりの質を上げていくということが、先に議論されるべきでないか、質の問題もあるのではないかと、すごく気になったことですね。人数を減らせばよいというのは、すごく短絡的というか安易な考えに立っているのではないかと、あとも今少子高齢化で子どもの数減っていると思うんですけれども、幕別の場合は昭和50年では25%、平成17年度には15%ということで10%減ですね。忠類の場合も25%から平成17年度は13%と12%減ですね。徐々に自然と子どもの数が減っているという中で、昔はもっと大人数で先生方、見られていたと思うんですけれども、本当に人数減らして色々な問題が解決されるのか、ということはちょっと気になることなんですけれども。

- 委員長(牧野茂敏) 意見として伺っておきます。ほかにありませんか。藤谷委員。

- 委員(藤谷謹至) この30人学級にはまるのは、多分札内、幕別の学校が中心になると思うんですけれども、忠類はもう30人学級きってます。それで、日本の国的には東京都だけが30人学級にしてないということで、色々30人以下の学級のこと調べてみたんですけれども、人数を減らすことによって、教職員が増やさないといけない。クラスが増えるから。しかし、その予算を国が30人以下学級にする確か1/3しか負担しない形で、この辺はちょっとはつきりしないんですけど。そのしわ寄せが、教職員1人を採用することによって、町の、自治体の負担が増えてしまうと。

それを嫌う自治体が、臨時職員とか教員試験に受からなかった教員資格をもった先生方、代替教諭ですか。代替教諭なんかで対応をしている自治体が多いと聞きました。国の予算がもう少しついていけば、この30人以下学級というのは自治体の負担も減るので、色々子どもたちに目が届く、という観点からいいと思うんですけれども、自治体の負担が増えるということは、この財政難の中では自治体にとっては厳しい状況なので、その辺を国に改善してもらうようにするか、基本的には自分は賛成のほうなんですけど、予算的な部分がどうなっているか。その辺をちょっと知りたいな、という部分はあります。以上です。

- 委員長(牧野茂敏) ほかにありませんか。なければ討論も省略させてもらってよろしいですか。では、陳情第5号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書の提出を求めるについて、採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立。)

- 委員長(牧野茂敏) 全員起立でございますので、したがって陳情第5号については、採択するこ

とに決定いたしました。なお、本件の報告書、意見書案については、委員長と副委員長に一任を
いただきたいと思います。よろしいでしょうか。ではそのようにさせていただきます。

※このあと、道外視察、所管事務調査項目について話し合いが行われ下記のように決まった。

◎道外視察研修について

時期は10月中旬、場所は委員長、副委員長、事務局で候補地を選定することとした。

◎所管事務調査項目について

委員長、副委員長に一任することとした。

(14 : 35 閉会)